

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 36 号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例（昭和 38 年岩手県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後									
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）									
課程等の区分	授業料	入学選考料	入学料	通信制 受講料	聴講料	課程等の区分	授業料	入学選考料	入学料	通信制 受講料	聴講料				
全日制	月額 <u>9,600円</u>	[略]				全日制	月額 <u>9,900円</u>	[略]							
定時制	月額 <u>2,600円</u>					定時制	月額 <u>2,700円</u>								
通信制						通信制						1 単位につき <u>180円</u>	通信制		1 単位につき <u>190円</u>
専攻科	月額 <u>9,600円</u>					専攻科	月額 <u>9,900円</u>								
特別専 攻科	月額 <u>2,600円</u>					特別専 攻科	月額 <u>2,700円</u>								
聴講生						聴講生						1 単位につき <u>1,560円</u>	聴講生		1 単位につき <u>1,760円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

- この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日の前日において現に在学する者に係る授業料の額については、当該者が専攻科又は特別専攻科に入学する場合を除き、なお従前の例による。
- この条例の施行の日以後において転学、転籍、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る授業料の額と同額とする。